|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 種目 | | 価格（円） | 対象者 | 用具の基本性能 | 耐用年数 |
| 給付 | 介護・訓練支援用具 | 特殊寝台 | 154,000 | 下肢若しくは体幹機能障害２級以上の身体障害者又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって法第４条第１項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である者（以下「難病患者等」という。）でねたきりの状態にあるもの | 腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの | ８年 |
| 特殊マット | 19,600 | 下肢若しくは体幹機能障害１級で、常時介護を要する身体障害者、下肢若しくは体幹機能障害２級以上の身体障害児及び知的障害の程度が重度若しくは最重度である知的障害者（児）（原則学齢児以上）又は難病患者等でねたきりの状態にあるもの | 身体障害者及び難病患者等にあっては、褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの。身体障害児及び知的障害者（児）にあっては、失禁等による汚染又は損耗を防止するため、マット（寝具）にビニール等の加工をしたもの | ５年 |
| 特殊尿器 | 67,000 | 下肢若しくは体幹機能障害１級以上の身体障害者（児）（常時介護を要する者に限る。原則学齢児以上）又は難病患者等で自力で排尿できないもの | 尿が自動的に吸引されるもので、身体障害者（児）、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの | ５年 |
| 入浴担架 | 82,400 | 下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）であって、入浴に当たって家族等他人の介助を要するもの（原則３歳以上） | 身体障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの | ５年 |
| 体位変換器 | 15,000 | 下肢若しくは体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）であって、下着交換等に当たって家族等他人の介助を要するもの（原則学齢児以上）又は難病患者等でねたきりの状態にあるもの | 身体障害者及び難病患者等にあっては、介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。身体障害児にあっては、身体障害児又は介護者が容易に使用し得るもの | ５年 |
| 移動用リフト | 159,000 | 下肢若しくは体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）（原則３歳以上）又は難病患者等で下肢若しくは体幹機能に障害のあるもの | 介護者が身体障害者（児）又は難病患者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの（天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。） | ４年 |
| 訓練椅子 | 33,100 | 下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害児（原則３歳以上） | 原則として附属のテーブルを付けるものとする。 | ５年 |
| 訓練用ベッド | 159,200 | 下肢若しくは体幹機能障害２級以上の身体障害児（原則学齢児以上）又は難病患者等で下肢若しくは体幹機能に障害のあるもの | 腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの | ８年 |
| 自立生活支援用具 | 入浴補助用具 | 90,000 | 下肢若しくは体幹機能障害の身体障害者（児）であって、入浴に介助を要するもの（原則３歳以上）又は難病患者等で入浴に介助を要するもの | 入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、身体障害者（児）、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 | ８年 |
| 便器 | 4,450  手すりを付けた場合  9,850 | 下肢若しくは体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）（原則学齢以上）又は難病患者等で常時介護を要するもの | 身体障害者又は難病患者等の排便に便利なものであること（手すりをつけることができる。）身体障害児にあっては、手すりつきのもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。 | ８年 |
| 頭部保護帽 | 36,750 | 転倒等により頭部を強打するおそれのある身体障害者（児）又は知的障害の程度が重度若しくは最重度の知的障害者（児）であって、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの | 転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの | ３年 |
| T字状・棒状のつえ | 4,460 | 軽度の歩行障害によりつえの使用により歩行機能が補完される身体障害者（児） | 身体障害者（児）が容易に使用し得るもの | ３年 |
| 歩行支援用具 | 60,000 | 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を要する身体障害者（児）（原則３歳以上） | おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。  ア　身体の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの  イ　転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 | ８年 |
| 特殊便器 | 151,200 | 上肢障害２級以上の身体障害者（児）、知的障害の程度が重度若しくは最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な知的障害者（児）（原則学齢児以上）又は難病患者等で上肢機能に障害のあるもの | 身体障害者（児）及び難病患者等にあっては、足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。知的障害者（児）にあっては、介護している者が容易に使用し得るもので、温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。 | ８年 |
| 火災警報器 | 15,500 | 障害等級が２級以上の身体障害者（児）又は知的障害の程度が重度若しくは最重度である知的障害者（児）であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの（当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る。） | 室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの | ８年 |
| 自動消火器 | 28,700 | 障害等級が２級以上の身体障害者（児）、知的障害の程度が重度若しくは最重度である知的障害者（児）又は難病患者等であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの（当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る。） | 室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの | ８年 |
| 電磁調理器 | 41,000 | 視覚障害２級以上の身体障害者であって、盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は知的障害の程度が重度若しくは最重度の知的障害者（18歳以上） | 視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの | ６年 |
| 歩行時間延長信号機用小型送信機 | 7,000 | 視覚障害２級以上の身体障害者（児）（原則学齢児以上） | 視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの | 10年 |
| 聴覚障害者用屋内信号装置 | 87,400 | 聴覚障害２級の身体障害者（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯） | 音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの | 10年 |
| 在宅療養等支援用具 | 透析液加温器 | 51,500 | じん臓機能障害３級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う身体障害者又はじん臓機能障害３級以上の身体障害児（原則３歳以上） | 透析液を加温し、一定温度に保つもの | ５年 |
| ネブライザー | 36,000 | 呼吸器機能障害３級以上若しくは同程度の身体障害者（児）であって、必要と認められるもの（原則学齢児以上）又は呼吸器機能に障害のある難病患者等であって、必要と認められるもの | 身体障害者（児）、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの | ５年 |
| 電気式たん吸引器 | 56,400 | 上記に同じ | 上記に同じ | ５年 |
| ポータブル電源（蓄電池） | 60,000 | 呼吸器機能障害３級以上若しくは同程度の身体障害者（児）、又は呼吸器機能に障害のある難病患者等であって、在宅で人工呼吸器若しくは電気式たん吸引器を使用しているものであって必要と認められるもの  医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者（児）、又は難病患者等※ポータブル電源（蓄電池）、DC／ACインバーター（カーインバーター）及び正弦波インバーター発電機の給付は、耐用年数以内ではいずれか一種目のみ対象とする。 | 蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で介助者が容易に使用し得るもの  人工呼吸器・たん吸引器等に使用可能な蓄電池で６時間以上使用可能なもの | ５年 |
| DC／ACインバーター（カーインバーター） | 30,000 | 上記に同じ | 自動車用バッテリー等の直流電源(DC)を正弦波交流電源(AC)に変換する装置で介助者が容易に使用し得るもの | ５年 |
| 正弦波インバーター発電機 | 120,000 | 上記に同じ | ガソリン又はガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で介助者が容易に使用し得るもの | ５年 |
| 足踏式・手動式たん吸引器 | 12,000 | 上記に同じ | 足踏み又は手動ポンプで加圧し、吸引するもの | ５年 |
| 動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター） | 157,500 | 呼吸器機能障害３級以上の身体障害者（児）又は難病患者等であって、必要と認められるもの | 呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、身体障害者（児）又は難病患者等が容易に使用し得るもの | ５年 |
| 酸素ボンベ運搬車 | 17,000 | 医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者 | 身体障害者が容易に使用し得るもの | 10年 |
| 盲人用体温計（音声式） | 9,000 | 視覚障害２級以上の身体障害者（児）（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。原則学齢児以上） | 視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの | ５年 |
| 盲人用体重計 | 18,000 | 視覚障害２級以上の身体障害者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。原則学齢児以上） | 視覚障害者が容易に使用し得るもの | ５年 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 携帯用会話補助装置 | 98,800 | 音声機能若しくは言語機能障害又は肢体不自由の身体障害者（児）であって、発声・発語に著しい障害を有するもの（原則学齢児以上） | 携帯式で言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、身体障害者（児）が容易に使用し得るもの | ５年 |
| 情報・通信支援用具 | 100,000 | 視覚障害又は上肢機能障害２級以上の身体障害者であって、パソコンの使用により社会参加が見込まれるもの | 障害があるために必要となるソフト、周辺機器等  視覚障害・・視覚障害者用ワープロアプリケーションソフト、画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等  上肢機能障害・・インテリキー、ジョイスティック等 | 給付は１回限りとする。 |
| 点字ディスプレイ | 383,500 | 視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害（原則として視覚障害２級以上かつ聴覚障害２級）の身体障害者であって必要と認められるもの | 文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの | ６年 |
| 点字器 | 10,400 | 視覚障害者（児）であって、就学し、若しくは就労しているか、又は就労が見込まれるもの | 視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの | ５年 |
| 点字タイプライター | 63,100 | 視覚障害２級以上の身体障害者（児）であって、就学し、若しくは就労しているか、又は就労が見込まれるもの | 視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの | ５年 |
| 視覚障害者用ポータブルレコーダー（録音再生機） | 85,000 | 視覚障害２級以上の身体障害者（児）（原則学齢児以上） | 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって視覚障害者が容易に使用し得るもの | ６年 |
| 視覚障害者用ポータブルレコーダー（再生専用機） | 35,000 | 上記に同じ | 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって視覚障害者が容易に使用し得るもの | ６年 |
| 視覚障害者用活字文書読み上げ装置 | 99,800 | 視覚障害２級以上の身体障害者（児）（原則学齢児以上） | 文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの | ６年 |
| 視覚障害者用拡大読書器 | 198,000 | 視覚障害者（児）であって、本装置により文書等を読むことが可能になるもの（原則学齢児以上） | 画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの | ８年 |
| 視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオ | 29,000 | 視覚障害２級以上の身体障害者（児）（原則学齢児以上） | 視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの | ５年 |
| 盲人用時計 | 10,300  （音声時計13,300） | 視覚障害２級以上の身体障害者（音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。） | 視覚障害者が容易に使用し得るもの | 10年 |
| 聴覚障害者用通信装置 | 71,000 | 聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する身体障害者（児）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの（原則学齢児以上） | 一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、身体障害者（児）が容易に使用し得るもの | ５年 |
| 聴覚障害者用情報受信装置 | 88,900 | 聴覚障害者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの | 字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの | ６年 |
| 人工喉頭 | 笛式  5,000  （気管カニューレ付は3,100円増し）  電動式　70,100 | 喉頭を全摘出したこと等により、音声機能喪失したもの | 音声機能喪失者に対して用いられる代用音声の用具  笛式・・呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に構音化するもの  電動式・・顎下部等にあてた電動板を振動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの | ５年 |
| 点字図書 | 第11条第３項の規定による。 | | | ― |
| 大活字図書 | 60,000 | 視覚障害者で、大活字図書の利用可能なもの | 身体障害者が容易に使用し得るもの | ― |
| 貸与 | 情報・意思疎通支援用具 | 福祉電話 | 83,300 | 前年分所得税非課税世帯に属する難聴者又は外出困難な身体障害者（原則２級以上）であってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） | 身体障害者が容易に使用し得るもの | ― |
| ファックス | 7,700 | 前年分所得税非課税世帯に属する聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害３級以上の者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの（電話（難聴者用電話を含む。）によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） | 身体障害者が容易に使用し得るもの | ― |
| 給付 | 排泄管理支援用具 | 蓄便袋 | 月額  8,600 | 人工肛門造設の身体障害者（児） | 身体障害者（児）等が容易に使用し得るもの | ― |
| 蓄尿袋 | 月額  11,300 | 膀胱機能障害（人工膀胱造設者）の身体障害者（児） | 身体障害者（児）等が容易に使用し得るもの | ― |
| 紙おむつ | 月額  12,000 | 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な身体障害者（児）（原則３歳以上） | 身体障害者（児）等が容易に使用し得るもの | ― |
| 収尿器 | 8,500 | 脊髄損傷等により排尿障害のある身体障害者（児） | 身体障害者（児）等が容易に使用し得るもの | １年 |